

# 2019年度 小祿小学校 運動部活動 活動規則

2019年4月

## 1 活動のねらい

- (1) スポーツ活動を通して心身の鍛錬を図る。
- (2) 学年の枠を超えた同好の仲間と活動することにより、社会性を育てる。
- (3) 意欲的・自主的な活動を通して技術の向上を図る。
- (4) 規律を通して、社会的なルールやマナーを守る態度を育てる。

## 2 活動方法

- (1) 決められた活動時間を守る。
- (2) 活動の際のゴミや廃棄物は持ち帰る。
- (3) 学校の施設や備品を破損、または、消滅したときは、直ちに原型に復すること。なお、それに必要な費用は、当該団体の負担とする。
- (4) 活動（使用）後は、用具の後片付けをきちんとし、活動場所の清掃やグラウンド整備を行う。
- (5) 学校の教育活動を推進していく上で、スポーツ活動は有効であるが、活動が学年・学級指導生徒指導面において支障があると判断される場合には、学校長は活動の停止を命じることができる。
- (6) 指導者が不在の場合、児童だけの活動は認めない。
- (7) 運動部活動の団体は、活動にかかわる児童の把握を行い、その一切の責任を持つ。
- (8) 運動部活動に所属している児童は、スポーツ安全保険に加入すること。

## 3 活動日と時間

- (1) 各団体とも活動時間は、次の通りとする。

時期	夏季（4月～10月）	冬季（11月～3月）
活動時間	16:30～18:30	16:30～18:00
校門から出る時刻	18:45	18:15

- (2) 部活動の責任者は、翌月の活動日程についてあらかじめ学校長に申し出、毎月末に「学校体育施設利用申請書」を提出し、使用許可を受けること。
- (3) 大会、練習試合等で学校体育施設を使用する場合には、その都度、学校体育施設利用許可を受けること。
- (4) 日曜日の練習時間は、児童の負担過重にならないように配慮する。1日4時間以上の活動は望ましくない。
- (5) 県教委の方針を踏まえ、週一回以上、「活動休業日（ノ一部活デー）」を設定すること。
- (6) 毎月第3日曜日は、沖縄県全域に「家庭の日・ファミリー読書」が設定されているので、原則、ノ一部活デーとする。

## 4 その他

- (1) 児童の健全なスポーツ活動を推進していくために学校代表・運動部活動代表が話し合う「運動部活動連絡会」を3か月に開催し共通理解を図る。  
(4月、7月、10月、1月の第1火曜日18:30～19:30)
- (2) 学校長が必要と認めた場合には、臨時に代表者会議を持つことができる。
- (3) 施設利用後の保清は各部で責任をもって行う。特に、大会や練習試合のあった日は清掃をし、ゴミは持ち帰る。
- (4) 駐車場の利用について
  - ・休日の利用時にも、職員駐車場は職員を優先する。（プレハブ横5台分）
  - ・送り迎えも校内への乗り入れは原則として行わない。
- (5) 児童は、原則として、校内での飲食は行わない。買い食いや寄り道をしないよう指導する。
- (6) 保護者は、那覇市の規定及び健康増進法により、学校敷地内は禁煙、禁酒を徹底する。他チームにも守らせる。

※部活動責任者（監督、又は、父母会長）は、この規則を毎年、全部員及びその保護者に配布し、全ての内容について確認し、規則を守れるものが部活動に参加できるものとする。